

【高額療養費】

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事代 (1食当たり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円>		460円 指定難病患者の方などは 260円の場合もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円>			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円>			発行あり 申請が必要
1割	一般	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 4回目以降 44,400円 (※1)		発行なし 申請不要
	区分Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	過去12か月で 90日までの入院 210円 過去12か月で 91日目からの入院 160円(※4)	発行あり 申請が必要
	区分Ⅰ (※3)	8,000円	15,000円	100円	発行あり 申請が必要

◎ 入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

(※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の方。

(年金の所得控除額を80万円として計算)。

(※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。